

該当する人は申請を!!

児童・母子・福祉手当支給制度

児童の健全育成、障害者や障害児の福祉増進のため、各種の児童・母子・福祉手当支給制度があります。対象と思われる人で、手当を受けていない人は早めに申し出てください。



名 称	対 象 な ど	手 当 額 な ど	問い合わせ
児 童 手 当	小学校入学前の児童を養育している人 ＜認定請求をした月の翌月分から、支給事由の消滅した月分まで支給されます＞	児童 1・2 人目月額⇒ 5,000円 3 人目以降月額⇒10,000円 〔所得制限あり〕	児童課 児童係
児童扶養手当	父のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童及び父のいない20歳未満の中重度の心身障害児を母、または母にかわってその児童を養育している人。 ※父が重度の障害の場合も対象になります。 ＜支給要件に該当し、5 年を経過した人は支給されません＞	児童 1 人目月額⇒42,370円 2 人目月額⇒ 5,000円を加算 3 人目以降月額⇒児童 1 人増すごとに3,000円を加算 〔所得により減額〕 〔所得制限あり〕	
市 遺 児 手 当 ・ 県 遺 児 手 当	父か母、または両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を監護養育している人。 ※親の一方が重度の障害の場合も対象になります。	市遺児手当月額⇒2,500円 〔所得制限一部あり〕 県遺児手当月額⇒4,500円 〔所得制限あり〕	
特 別 児 童 扶 養 手 当	療育手帳 A・B 判定の知的障害、または身体障害者手帳 1・2・3 級と 4 級の一部の身体障害のある20歳未満の児童を養育している人	1 級月額⇒51,550円 2 級月額⇒34,330円 〔所得制限あり〕	
特別障害者手当	20歳以上で精神が身体に重度の障害があるため、日常生活で常に特別の介護を必要とする人。障害の程度は次の①～④のいずれか。 ①身体障害 2 級（一部を除く）以上の障害が重複してある場合 ②身体障害 2 級（一部を除く）以上の障害と知的障害 I Q20以下の合併の場合 ③身体障害 2 級（一部を除く）以上の障害、または知的障害 I Q20以下で、ほかに 3 級相当の障害が 2 つ以上ある場合 ④身体障害 2 級（一部を除く）以上の障害、または知的障害 I Q20以下か同程度の障害、病状があり、日常生活でほぼ全面介護を必要とする場合	月額⇒26,860円 （県制度の加算あり） 〔所得制限あり〕 ※施設入所者、長期入院者は対象になりません。	障害援護課 援護係
障害児福祉手当	20歳未満で精神が身体に重度の障害があるため、日常生活で常に介護が必要な児童。障害の程度は次の①～④のいずれか。 ① 1 級の身体障害児 ② 2 級の身体障害児の一部（常に介護を必要とする場合） ③ I Q20以下の知的障害児 ④前記と同程度の障害、または病状で常に介護が必要な場合	月額⇒14,610円 （県制度の加算あり） 〔所得制限あり〕 ※障害を事由とした年金受給者・施設入所者は対象になりません。	
在 宅 重 度 障 害 者 手 当	1～2 級の身体障害者 I Q35以下の知的障害者 3 級の身体障害者で I Q50以下の人	1・2 級で I Q35以下の人月額⇒16,100円 そのほかの人月額⇒7,000円 〔所得制限あり〕 ※特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、施設入所者は対象になりません。	
障害者扶助料	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人	障害の程度により月額⇒2,000円～6,000円 〔所得制限あり〕	障害援護課 庶務係